

三田市立狭間中学校 いじめ防止基本方針

1 こどもたちの思いや願い	2
2 本校の基本方針	3
3 いじめに対する基本的な考え方	3
4 いじめ防止等の指導体制、組織的対応	5
5 重大事態への対応について	9
6 生徒指導年間計画	10
7 いじめ防止のための組織	11
8 いじめ早期発見ためのチェックリスト	12
9 教職員のいじめ対応チェックリスト	13
9 学校いじめ対応マニュアル	14

2026 年6月最終改訂
三田市立狭間中学校

I こどもたちの思いや願い

(1)「いじめ」を正しく理解する

「いじめている人がいじめをしていると思っていないし、楽しんでいる」など、行為を行っている人が「遊び」や「遊びの延長」で楽しんでいることでも、相手に嫌な思いをさせているかもしれないことを理解する。

(2)「自分事」として考える

「一人一人が自分事だと思っていじめをなくすための対策をとる」など、誰もがいじめをする側にもされる側にもなり得ることを理解し、自らがいじめを「しない」「させない」「見逃さない」当事者であることを意識する。

(3) いじめに気付いたら止めたり、相談したりする

「『それやりすぎだよ』って注意をすることと周りの人に相談をする」など、いじめを目撃したり、不穏な空気を感じたりした際、「やめよう」と声をかけたり、信頼できる大人や友人に相談したりするなど、自分にできる行動をとる。

(4) 安心して過ごせる居場所を作る

「解決できなくてもとりあえず話を聞いてほしい」「今まで通りに接してほしい」など、いじめを受けた、あるいは不安を感じている仲間に対し、話を聴く姿勢を持ったり、特別視するのではなく、今までと変わらない態度で接したりするなど、仲間が安心して過ごせる居場所を作る。

(5) 互いの違いを認め合う

「自分の『当たり前』を押しつけないことが大切」「一人一人の気持ちや考え方を理解しようとする」など、自分にとっての「普通」や「当たり前」が、必ずしも相手にとっての「普通」や「当たり前」ではないことを理解し、互いの違いを認め合う。

(6) SOS を受け止めてほしい

「相談にのってほしい」「自分の気持ちを知っておいてほしい」など、自分自身がいじめを受けたり、心に不安を感じたりしたときは、周りの大人や友人にSOSを発信するので受け止めてほしい。

(参考:「三田市いじめ防止基本方針」より)

2 本校の基本方針

人間尊重を基盤とし、確かな学力と豊かな心でたくましく生きぬく生徒の育成

めざす生徒像：【自主】自ら考え、計画を立てて自分の力で成し遂げる生徒

【創造】探究心に富み、豊かな発想で困難に立ち向かえる生徒

【根気】健康で明るく、どんなことにも粘り強く努力を続ける生徒

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図る。いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（10頁：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

3 いじめに対する基本的な考え方

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】

いじめは、いじめられたこどもたちの心や体を傷つけ、時には命さえ奪ってしまう最大の人権侵害行為である。しかしながら、いじめはどこでも、どのこどもにも起こり得る問題であるため、その防止等の対策は、社会全体で取り組むことを旨としなければならない。

いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしないなど、いじめを許さない社会の実現にあたっては、「いじめ防止対策推進法」第3条の基本理念に則り、市、市民、学校、公的機関、家庭及び地域社会の構成員がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に連携及び協力しなければならない。狭間中学校におけるいじめの防止等の対策は学校全体が一丸となった「チーム学校」体制で取り組むものとする。また、いじめが発生してから対処するだけでなく、いじめが起こらない集団づくり、起こさせない指導を教育活動全体を通じて展開する。

【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブなどの習い事、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(文部科学省：いじめ防止基本方針より)

※これらの「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

【いじめの基本認識】

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。

(兵庫県教育委員会：兵庫県いじめ対応マニュアルより)

【いじめの認知】

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合い、遊びと思って始められたものであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。

また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意す

る。

(留意点)

- ・「弱い者に対して」というような生徒間の人間関係にはよらない。
- ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合は多々あることを踏まえ、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

4 いじめ防止等の指導体制、組織的対応

(1) 本校における取り組み

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、“いじめは絶対にあってはならない”という強い理念を学校全体で持ち、教職員のみならず、生徒が主体的にいじめのない学校づくりを推進していく。

いじめについては、全ての教職員が、“いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こり得る”、“いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる”という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

- 生徒の規範意識の醸成、自尊感情の高まりを目指し、積極的な生徒指導を推進する
- 学校いじめ対応チーム(11頁の組織図参照)が核となり、開発的で予防的な生徒指導に努める
- 様々な場面における関わりを通して、規律や集団生活の在り方を考えさせ生徒の自律を図る
- 教育相談週間の時期を工夫し、チューター制度を取り入れるなど教育相談体制を充実させる
- 学校生活における様々な場面で、対話を通して共感的な生徒理解に努める
- 問題を未然に防止するためにも、早期発見・早期対応を心がける
- 教職員が主体的に指導する中で連携を徹底し、組織的な対応に努める
- 家庭、地域、関係機関と平素から連携を図り、望ましい協力関係を確立する

生徒にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。個々の教職員は、生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいた場合、法第23条に基づき、そのすべてを学校いじめ対応チームに報告する。そして、学校いじめ対応チームは、当該生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、**複数名で**組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) いじめ防止の具体的な取組

① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが計画するなど、学校が組織的にいじめに対応することが生徒に理解されるような取組を行う。

② 信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、保護者会や学校ホームページ、学校便り、生徒指導通信において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめを行った児童生徒の背景には、「優越感を得たい」「自分の立場を守りたい」といった集団心理や自己保身の心理があること。行為者が「遊び」と思っていることでも相手が「嫌がっている」ことに気づいていないという認識の甘さから行為がエスカレートすること。また、「周りができていることを自分はできないと孤独を感じてしまう」といった「孤立への恐れ」や「他者からの評価への不安」そして、「学習面での不安」など、学習や人間関係等や学習の様々なストレスも要因の一部にあることを踏まえ、一人一人が活躍できる集団作りやストレスに適切に対処できる力を育成する。また、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。「発達に課題がある児童生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒」「性的マイノリティの児童生徒」「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等は、これらのことがきっかけとなり、いじめを受けることがあるため、日常的に当該児童生徒に適切な支援を行い、保護者と連携し、周囲の児童生徒に対して、必要な指導を組織的に行う。

④ 早期発見・早期対応(12頁:いじめ早期発見のためのチェックリスト)

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいと類して行われることを認識するとともに、いじめ早期発見のためのチェックリスト等を活用して生徒の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、児童生徒がいじめを目撃・経験した際に、先生や大人(家族を含む)に相談することが、いじめの早期発見につながる行動であるというメッセージを繰り返し発信する。さらに、いじめの現場において「傍観者にならない」ことの重要性を強調し、いじめをその場で「止める」「注意する」

「先生に伝える」といった主体的な仲裁行動がいじめ見逃しゼロにつながることを発信する。さらに、全教職員が、生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づきけるよう、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、校内研修会を実施する。

⑤ いじめに向かわない態度・能力の育成

生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。そして、集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などを持ち、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出し、幅広い社会性を育むため、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実させる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、^{※1}ストレスマネジメント教室の実施（今年度は5月、11月、2月に実施予定）や、^{※2}ソーシャルスキルトレーニング、さらには^{※3}ピアサポート活動等を総合的な学習の時間を中心に計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

※注)

※1 ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される（文部科学省：生徒指導提要より）。

※2 ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。（文部科学省：生徒指導提要より）。

※3 ピアサポート活動

「ピア」とは生徒「同士」を意味し、社会的スキルを段階的に育て、生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる（文部科学省：生徒指導提要より）。

⑥ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」「教育相談」を生徒や保護者を対象に定期的に実施する。

⑦ 生徒が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、生徒が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、代議委員会が中心となって「iPad 使用ルール」づくりに取り組むなど、いじめ防止につながる主体的な取組を推進する。

⑧ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを互いの意見を取り入れて作るよう入学式前の学校説明会から啓発する。生徒会役員が中心となり啓発動画を制作し、ひょうごサミットやフォーラムなどの校外活動に参加して学んだことを学校全体に広げるなど、生徒の主体的な活動を通して啓発活動を行う。

⑨ 自殺予防教育の推進

命の危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には周囲の大人にためらわずに助けを求める態度を培う。“SOS の出し方”や“相手の相談に対する聞き方”について考えさせ、今現在のみならず、将来にわたって自分自身、周囲の人間の自殺を予防できるような力を身につけさせる。事前アンケートでハイリスク生徒を把握するとともに、定期的に事後アンケートを行うことで、次年度の実施内容に活用するなど、系統的な「※⁶自殺予防教育」を推進する。

※注) ※⁶自殺予防教育

自殺対策基本法第 17 条第 3 項

学校は、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

⑩ 学校園所連携の強化

校区の学校園所連携推進を図り、保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

⑪ 取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じていじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(3) いじめに対する措置（14頁：学校いじめ対応マニュアル）

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、学校いじめ対応チームが中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

5 重大事態への対応について

法第 28 条に基づき、以下の重大事態が発生した場合（疑いがあると認めるとき）には、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う（14頁：学校いじめ対応マニュアル）。学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが中心となり対応する。また、学校長はいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供し、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

【重大事態とは】

- ア. いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号）。具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。
- イ. いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号）。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

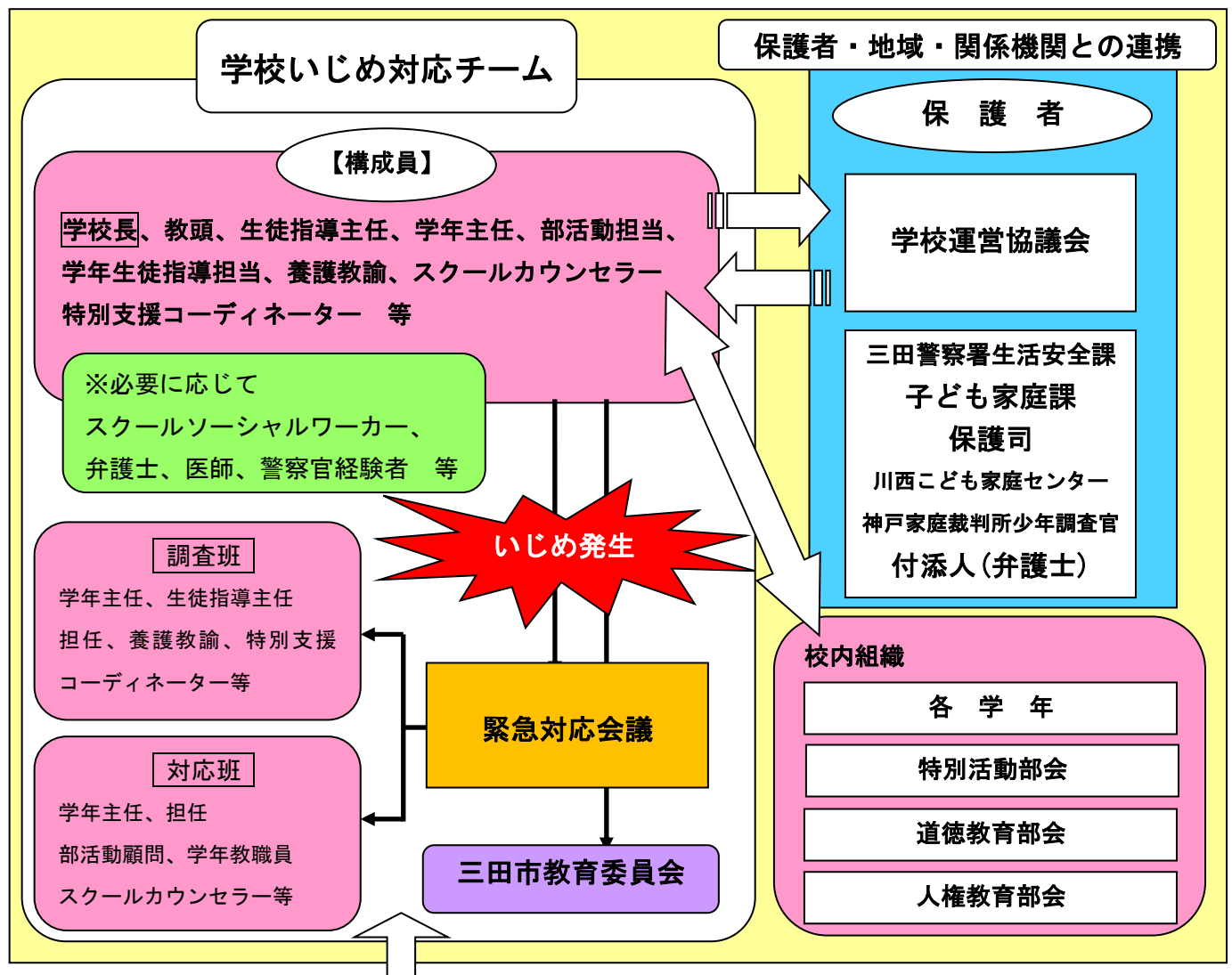
生徒指導年間計画表（例）						別紙1
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
	学校いじめ対応チーム会議①	学校いじめ対応チーム会議②	学校いじめ対応チーム会議③	学校いじめ対応チーム会議④		学校いじめ対応チーム会議⑤
	・年間指導計画立案 ・保護者向け啓発活動※5 ・全校集会等で学校いじめ対応チームの存在の周知	教職員研修会 ※6 「不登校の未然防止」	教職員研修会 ※6 「H-QUに向けての事前研修」		教職員研修会 ※6 「H-QUの結果を活用した生徒支援」 「命の大切さを考える授業に向けての研修」 「教員用ソーシャルスキルトレーニング研修」	
	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2
未然防止へ向けた取組	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実
	新入生歓迎会	生徒総会でいじめ防止啓発活動	H-QUアンケートの実施	ゲートキーパー講演会		
	校内情報モラル生活アンケート	ストレスマネジメント教室	SCと連携した心の授業の実施	情報モラル講演会		
		情報モラル講演会		生徒会役員による中学生サミット参加		
早期発見へ向けた取組	教育相談アンケート	生活アンケート	市教委いじめアンケート	保護者懇談・三者面談		生活アンケート
	教育相談	いじめ実態アンケート結果報告①	いじめ等に関する教育相談① ※3	いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4		学校いじめ実態アンケート② ※3
	教育相談①					
	狭間中学校区の小学校訪問による情報収集	狭間中学校区小中連絡会				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
	学校いじめ対応チーム会議⑥	学校いじめ対応チーム会議⑦	学校いじめ対応チーム会議⑧	学校いじめ対応チーム会議⑨	学校いじめ対応チーム会議⑩	学校いじめ対応チーム会議⑪
		教職員研修会 ※6 「命の大切さを考える授業の事後研修」				今年度の反省と次年度の課題
	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2	職員会議※2
未然防止へ向けた取組	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実	代議委員会によるクリーンデー※7の実
	生徒会による啓発活動	文化祭にて生徒会役員による啓発活動	生徒会役員による兵庫サミット参加	来年度入学生を対象とした情報モラル教室	ストレスマネジメント教室	生徒会役員による出前授業
		ストレスマネジメント教室	SCと連携した心の授業の実施			
早期発見へ向けた取組		教育相談②		生活アンケート		教育相談③
	いじめ実態アンケート結果報告②	狭間中学校区小中連絡会による情報収集	いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4		いじめ等に関する教育相談③ ※3	いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4
			保護者懇談・三者面談		狭間中学校区小中連絡会による情報収集	狭間中学校区引継ぎ会での情報収集
※1 学校いじめ対応チーム会議：毎週の生徒指導委員会で、情報共有する。いじめが疑われる事案が起こった時には、緊急対策会議を開催する。 ※2 職員会議：学校いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。また、その取組状況等を学校評価として定期的に点検・評価を行い、改善に努める。 ※3 学校いじめ実態アンケート・教育相談：いじめの実態を把握するためのもので、定期的実施する。 ※4 いじめに関する生活アンケート：いじめの実態把握等のため、市教委が学期に1回実施する。 ※5 保護者会等における保護者向け啓発活動：学校の指導方針(学校いじめ対応チームの存在や活動等)を保護者へ周知する。 ※6 全教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。 ※7 クリーンデーとは各自が持っているタブレット端末の中に入っている不要なデータを、自分で確認して削除する日で、毎月15日を目安にしている。						

【いじめの防止等のための組織】

1 目的

- ① いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。
- ② 未然防止・早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取り組みを推進する。
- ③ いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「学校いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ 組織が有効に機能しているかについて、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

2 組織図



【注】各学校規模や校務分掌など、実情に応じた組織体制を編成する

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめを受けている子

●日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

●その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめを行っている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

教職員のいじめ対応チェックリスト

〔自身の行動〕

- ☐ 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- ☐ 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- ☐ 連絡帳・生活ノート等を確認している
- ☐ 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- ☐ 休み時間等も子どもたちと一緒にしている
- ☐ 掃除の仕上がり(机の並び方、ゴミの取り残し等)を確認している
- ☐ 休み時間、清掃時等に声かけ(チャンス相談)をしている

〔情報共有〕

- ☐ 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- ☐ 気になる子どもの情報を職員室で養護教諭と共に共有している
- ☐ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有をしている
- ☐ いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- ☐ 子どもの体調(腹痛や頭痛等)に気を配っている
- ☐ 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- ☐ 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- ☐ 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- ☐ 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- ☐ 教室の子どもの机の中を確認している
- ☐ 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- ☐ 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- ☐ 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- ☐ 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

学校いじめ対応マニュアル

1. いじめとは

【いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条第1項】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（留意点）

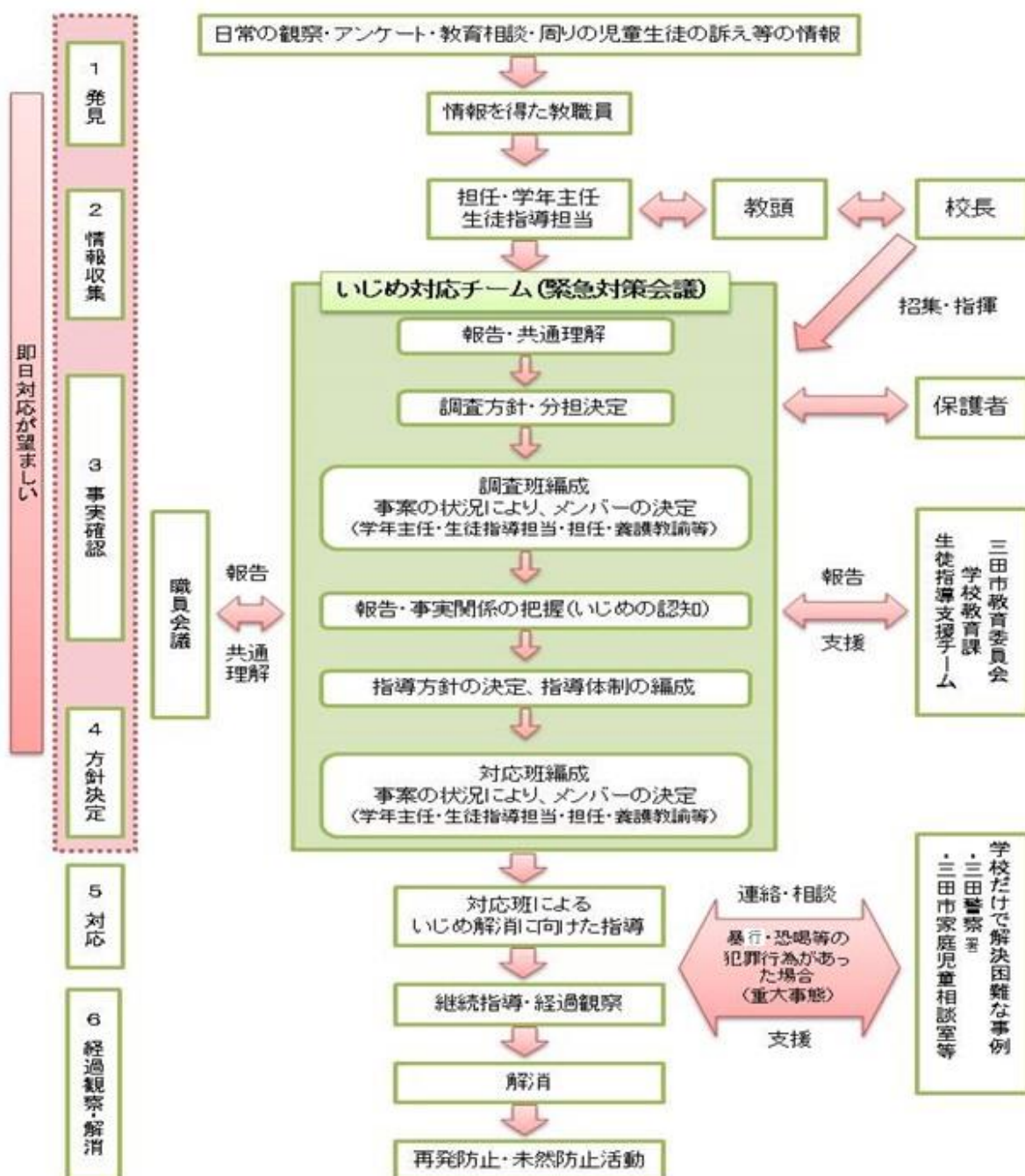
- ①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブなどの習い事、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- ②いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」である。
ただし、次の場合も「いじめ」と判断する。
 - ・いじめを受けた生徒が「いじめ」を否定した場合
いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察、周辺の状況等を客観的に確認して判断する。
 - ・いじめを受けた生徒が「いじめ」に気付いていない場合
例えばインターネット上で悪口を書かれたが、いじめを受けた児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケース等。
- ③いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。
 - ・「弱い者に対して」というような生徒間の人間関係にはよらない。
 - ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
 - ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
 - ・いじめを受けていても、当該生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする 경우가多々あることを踏まえ、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。
- ④好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、このような場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、学校いじめ対応チームに報告し、情報共有する必要がある。

2. 学校いじめ対応チームについて

「学校いじめ対応チーム」は、いじめに係る未然防止、早期発見、事案対処等を実効的に行うための組織である。いじめの疑いが生じた際、いじめかどうかを判断するのは「学校いじめ対応チーム」である。連絡を受けた教職員（担任等）が一人で問題を抱え込んではいけない。

- ・学校いじめ対応チームの会議は緊急性に基づいて随時実施し、情報共有の上、役割分担等を行う。
- ・学校いじめ対応チームの会議において事案対処や事後対応について検討する際、専門家による生徒や保護者のアセスメントや心のケア、事案対処等への助言、関係機関との連絡調整だけでなく、学校の組織体制の構築や見直しについても、積極的に指導助言を受ける機会とする。
- ・早期発見には、学校いじめ対応チームの会議を毎週実施し、情報共有することが有効である。

3. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ図



- ・上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
 - ・いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ※ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側のずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

4. いじめの措置

学校は日頃からいじめの早期発見に努めるとともに、生徒や保護者から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、法第23条に基づき、以下の通り、適切な措置をとる。

(1) いじめの発見

発見、連絡を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

- 発見、連絡を受けた教職員は、速やかに学校いじめ対応チームの学年生徒指導係に報告する。
- ※発見、連絡を受けた教職員は、いじめの判断を一人でしてはならない。
- ※生徒指導係がいない場合は生徒指導担当、管理職の順に報告する。
- 報告があれば速やかに「緊急対策会議」を開催する。

(2) 緊急対策会議（正確な実態把握）

学校いじめ対応チームは、いじめの疑いを発見・連絡を受けた状況を確認するとともに、速やかに関係生徒から事情を聴き取る体制を整え、実施するなどして、いじめの有無の確認を行う。

【聴き取り方】

原則、関係生徒1人に対して複数の教師（聞き取り役、記録役）で聴き取る。

☐誰が誰をいじめているのか？ ☐いつ、どこで起こったのか？

☐どんな内容のいじめか？どんないじめを受けたのか？

☐いじめをしてしまった動機、きっかけは何か？

☐いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ☐今、どう思っているのか？

- いじめを行った生徒が複数いる場合、話が合わない内容は再度確認する。
- 関係生徒全員に全体像（事案に至った背景等）を確認し、少なくとも事実に対して指導する。

【記録について】

時系列に事実のみをメモに記録していく。いじめに係る記録は5年間学校保管（実施年度は除く）する。市教委いじめアンケートは5年間学校保管（実施年度は除く）する。

- (3) いじめと判断した場合は、速やかに校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒等の保護者に連絡する。

【いじめの判断について】

「1. いじめとは」に基づいて判断する。

【学校の方針と今後の対応について】

学校は「いじめを受けた被害生徒を守り通すこと」を第一優先に具体的な対応を決定する。

- ・被害生徒、被害生徒の保護者に対して
- ・加害生徒、加害生徒の保護者に対して
- ・周りの生徒に対して

※指導の方針やその後の対応等については、説明責任が果たせるよう適切に記録する。

【市教育委員会への報告】

学校いじめ対応チームは、いじめの判断が難しい場合や、重大な事態に発展する可能性がある場合は、直ちに市教育委員会学校教育課の学校問題サポートチームに口頭で報告する。学校いじめ対応チームは、「いじめと判断」してから原則 24 時間以内を目途にサポートチームに報告する。

【被害生徒の保護者への報告】

発見したその日のうちに報告する。必要に応じて、学校いじめ対応チーム（複数の教師）が家庭訪問等で保護者と面談する。現時点での正確な事実関係を説明し、学校の方針を伝える。被害生徒の希望、保護者の意見をまじえながら、今後の対応を協議する。

【加害生徒の保護者への報告】

原則、発見したその日のうちに報告する。必要に応じて、学校いじめ対応チーム（複数の教師）が保護者と面談する。現時点での正確な事実関係を説明し、学校の方針について理解を求める。

(4) いじめ事案に対しては、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。

【被害生徒に対して】

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・組織的に解決する姿勢を伝える。

(具体的な手立て)

- ・いじめが起こりやすい登下校、休み時間、清掃時間等の見守り体制を示す。
- ・定期的に、教師が「今日は大丈夫だったか」等確認し、いつでも相談できることを説明する。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情が高まるようにする。

【被害生徒の保護者に対して】

- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも学校に相談するよう依頼する。

【加害生徒に対して】

いじめを行った気持ちや状況などについて十分に聴き、きっかけ背景に目を向け、成長支援という観点で指導する。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、事実に対して毅然とした態度で指導を行い、いじめは人として決して許されない行為である、被害生徒の気持ちを認識させ、いじめの重大さを理解させる。心からの謝罪ができるよう粘り強い指導を行う。ただし、いじめにあたと判断した場合でも、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。

【加害生徒の保護者に対して】

「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、いじめを行ったことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。いじめを行った生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

【周りの生徒に対して】

被害生徒の希望を尊重した上で、加害生徒だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関する資料等をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

【謝罪について】

被害生徒や保護者の希望、承諾があれば謝罪の場を設定する。その場合、加害生徒が、いじめが人として決して許されない行為であることや、被害生徒や保護者等の気持ちを理解した上で、心からの謝罪ができるよう指導する。また、被害生徒の保護者、加害生徒の保護者も見守る中で謝罪することも検討する。

【いじめの解消について】

いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」

※学校は定期的に、被害生徒と保護者、加害生徒と保護者と連携して、学校と家庭での様子を確認するとともに、「学校いじめ対応チームの会議」で再発していないかを必ず確認する。

「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（当該生徒及び保護者に面談等により確認）

【いじめの問題を乗り越えた状態について】

いじめが解消しており、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害生徒の心身が回復し、加害生徒が抱えるストレス等の問題が取り除かれ、良好な集団活動を取り戻して達成される。

(5)重大事態への対応について

重大事態が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、市教育委員会を通じて市長へ報告した上で、調査を行うことが義務付けられている。

【重大事態とは】

ア. いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

※具体的には児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、被害生徒の状況に着目して判断する。

イ. いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも含む。

具体的な対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「いじめ対応マニュアル（平成29年8月兵庫県教育委員会）」及び「三田市いじめ防止基本方針（令和8年2月26日最終改定）」に基づいた措置をとり、調査のための組織に協力する。